

雇用就農の総合的な推進のうち 雇用就農資金

令和8年度予算概算決定額 2,816百万円（前年度 3,038百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 1,275百万円の内数〕

<対策のポイント>

地域雇用を押し上げる農業経営体の育成に向け、**農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付**します。また、**農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援**します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※1。（年間最大60万円※2、最長4年間）

2. 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※1。（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））

3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成します。（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業法人等

- ・ 営農技術等に関する指導を行うこと
- ・ 労働環境改善※3に取り組んでいること 等



正社員として雇用

就農希望者※4

- ・ 49歳以下
- ・ 就農を継続又は独立する強い意欲がある 等



農業法人等への支援

最大60万円×4年間

最大120万円×2年間+最大60万円×2年間

就農後のビジョン

法人での就農を継続又は独立

独立して新法人を設立

農業法人等の職員

- ・ 55歳未満
- ・ 次世代経営者、役員になる強い意欲がある 等



派遣

派遣先



先進的な農業経営体



異業種の法人
（加工・流通業者等）

農業法人等への支援

最大120万円×2年間（実費相当）

- ※1 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円を加算
- ※2 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降は年間最大20万円
- ※3 休憩・休日の確保や雇用保険・労働者災害補償保険への加入 等
- ※4 採用後1年以内の者を含む

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2160）